

三次市遊休財産等利活用促進条例施行規則（令和6年1月11日規則第1号）

最終改正:

改正内容:令和6年1月11日規則第1号 [令和6年1月11日]

○三次市遊休財産等利活用促進条例施行規則

令和6年1月11日規則第1号

三次市長 福岡 誠 志

三次市遊休財産等利活用促進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、三次市遊休財産等利活用促進条例（令和5年三次市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊休財産等）

第2条 市長は、普通財産を条例第2条第1号に規定する遊休財産等として選定する場合は、売却に係る公募を行ったがおおむね1年以上応募がなかったものの中から、三次市遊休財産等利活用審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て定めるものとする。

（利用事業）

第3条 条例第2条第2号の規定により市長が承認する利用事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 産業振興に寄与する事業
- (2) 定住促進に寄与する事業
- (3) 社会福祉の増進に寄与する事業
- (4) 文化振興に寄与する事業
- (5) 観光振興に寄与する事業
- (6) 子育て・教育に寄与する事業
- (7) 地域の活性化に寄与する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業

（適用事業者の指定基準）

第4条 市長は、適用事業者の指定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第3条の規定による指定は行わないものとする。

- (1) 成年被後見人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供しようとする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (6) 売払財産を公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (7) 市税等又は法人市民税を滞納している者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (9) 市有財産売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年を経過していないもの
  - ア 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者
- (10) 三次市建設工事指名除外基準規程（平成16年三次市訓令第41号）に基づく指名停止措置を受けている者
- (11) 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者

者

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

（適用事業者の公募）

第5条 市長は、次に掲げる事項を明示して、適用事業者を公募しなければならない。

- (1) 遊休財産等の概要
- (2) 利用の条件
- (3) 公募の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

2 公募は、告示その他の適切な方法により行うものとする。

3 市長は、公募の期間内に応募者がいないときは、随時公募を行うことができるものとする。

4 市長は、公募の期間中に減額前の最低売却価格以上での購入希望者があったときは、公募を中止するものとする。

（適用事業者指定の申請）

第6条 適用事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市遊休財産等奨励措置適用事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - ア 法人 現在事項全部証明書及び代表者事項証明書
  - イ 法人でない団体 規約の写し及び団体代表者の住民票の写し
  - ウ 個人 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (3) 市税等の滞納のない証明書
- (4) 事業者概要書(別紙1)
- (5) 事業計画書(別紙2)
- (6) 誓約書(別紙3)
- (7) その他市長が必要と認めるもの  
(適用事業者の指定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査委員会において審査し、指定の可否を三次市遊休財産等奨励措置適用事業者指定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。  
(減額譲渡の申請等)

第8条 条例第4条第1号の規定による、遊休財産等の減額譲渡を受けようとする適用事業者は、三次市遊休財産等減額譲渡申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査委員会において審査し、その可否を決定し、三次市遊休財産等減額譲渡決定(却下)通知書(様式第4号)により、適用事業者に通知するものとする。

3 1つの遊休財産等に対し、複数の適用事業者から申請があった場合は、入札の方法により譲渡の相手方を決定するものとする。

4 市長は、条例第4条第2号による貸付後において、適用事業者から遊休財産等の減額譲渡の申出があったときは、当該遊休財産等を減額譲渡することができる。

(無償貸付又は減額貸付の申請等)

第9条 条例第4条第2号又は条例第6条第1項の規定による貸付を受けようとする適用事業者等は、三次市遊休財産等無償貸付等申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査委員会において審査し、その可否を決定し、三次市遊休財産等無償貸付等決定(却下)通知書(様式第6号)により、適用事業者等に通知するものとする。

3 市長は、適用事業者等が行う事業が、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、利用施設を無償貸付することができる。

- (1) 非営利事業
- (2) 業務の性質上、相当期間事業収益が見込めない又は著しく少ないと認められる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、無償貸付することが適当であると市長が認める事業  
(減額譲渡の額等の端数処理)

第10条 条例第5条第1項の減じる額に1万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

2 条例第5条第2項の減じる額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(費用の負担)

第11条 条例第4条第2号及び条例第6条第1項の規定による貸付けに伴うガス、電気、水道等の使用料及び維持管理費その他の必要経費は、適用事業者等の負担とする。

(原状回復義務等)

第12条 適用事業者等は、条例第4条第2号若しくは条例第6条第1項の規定による貸付期間が満了したとき又は条例第10条第2項の規定により貸付けの解除を求められたときは、当該施設を原状回復して返還しなければならない。

2 適用事業者等は、当該施設の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、それを原状回復しなければならない。

3 適用事業者等が前2項の原状回復の義務を履行しないとき、又はその履行が不完全なときは、市長がこれを施行し、その費用は適用事業者等から徴収する。

4 市長は、前3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により原状回復できないと認めるときは、原状回復義務を免除することができる。

(利用事業休止等の申請等)

第13条 条例第7条に規定する承認を受けようとする適用事業者は、三次市遊休財産等利用事業休止等承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査委員会において審査し、承認の可否を三次市遊休財産等利用事業休止等承認(却下)通知書(様式第8号)により、適用事業者に通知するものとする。

(地位の承継の申請等)

第14条 条例第8条に規定する承認を受けようとする適用事業者は、三次市遊休財産等利用事業承継承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査委員会において審査し、承認の可否を三次市遊休財産等利用事業承継承認(却下)通知書(様式第10号)により、適用事業者に通知するものとする。

(適用事業者の指定の取消し)

第15条 市長は、条例第10条第1項各号に該当する違反等があったときは、審査委員会において審査し、適用事業者の指定を取り消したときは、三次市遊休財産等利活用促進条例適用事業者指定取消決定通知書(様式第11号)により、適用事業者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。